

地域小規模児童養護施設における ファミリー・プリザベーションの構築

—ペアレント・トレーニング・プログラムを中心として—

遠 藤 和 佳 子*

Family Preservation in Residential Care Institutions for Children

—For Parent Training Programs in Group Home rooted
in Community named “Chiikishokibo Jidoyogohisetsu” —

Wakako Endo

要旨：本稿では、まず児童福祉がどのような方向に向かいつつあるのかについて概観し、ファミリー・サポート・プログラムが児童福祉施設の重要な役割に組み入れられ始められ、「ファミリー・ソーシャルワーク機能」が児童福祉施設のあり方を刷新（イノベート）する中心的要素となってきたことを主張する。そして、児童福祉施設のあり方を刷新（イノベート）する「ファミリー・ソーシャルワーク機能」を一層重視するものとして、ファミリー・プリザベーションを挙げ、その特徴について説明し、この中で実施中であるペアレント・トレーニング・プログラムを紹介する。さらに地域小規模児童養護施設がファミリー・プリザベーションを構築するうえで重要な役割を担い得るだけでなく、ペアレント・トレーニング・プログラムについても新たな可能性をもたらすものであることを結論づける。

Abstract : First, I draw the direction of child welfare in Japan. Next, I insist that Family Social Work such as Children Family Support Programs innovate functions of Residential Care Institutions. Family Social Work connote Family Preservation Programs as well as Family Support Programs. In conclusion, I will stress that Children’s Group Home rooted in Community named “Chiikishokibo Jidoyogohisetsu” play essential roles for Family Preservation and Parent Training Programs for Family Preservation.

Key words : ファミリー・サポート Family Support ファミリー・プリザベーション Family Preservation ペアレント・トレーニング Parent Training

I はじめに

厚生労働省の調査によると、全国の児童相談所で取り扱ったケースのうち、「虐待」として

処理されたものは、1990（平成2）年では1101件であったのが、翌年1991（平成3）年には1171件、1992（平成4）年には1372件と次第に増加する傾向にあった。その後も虐待件数の増加

*関西福祉科学大学社会福祉学部 准教授

傾向は変わらず、1999 (平成 11) 年には 11,631 件と一万件を超え、2004 (平成 16) 年には 33,408 件となっている (日本子どもを守る会編 2006 : 150)。

背後にさまざまな要因が絡み合っているとしても、この数字の多さは見過ごすことのできないものであろう。数字の多さだけではなく、その内容も身体的・心理的に医学的な治療を緊急に必要とするなど次第に深刻化している。しかしながら子ども虐待の問題は、子どもだけの問題ではなく、家庭の問題としてとらえていくべきものではないか。

家庭そのものに目を向けていかない限り、子ども虐待の問題は解決されず、何度も繰り返されてしまうように思われる。その場合とくに重要視されるべきは、「家庭における子どもの養育力の低下」ではないだろうか。たとえば現在、育児不安や育児ストレスにおちいる人が増えている。子育てについて誰に相談することもできなくなり、孤立感をつのらせてしまい、育児を過度に負担に感じノイローゼになる親たちが増加している。さらに保護者による過保護・過干渉・過期待、親子間のコミュニケーションの欠如といった現象に見られるように、家庭において適切な関係性を築けていないことも、家庭における子どもの養育力を低下させている一因となっているのである。

こういった、虐待や養育力の低下等の問題に向き合い、子どもたちが安心して育つことができる環境を構築すること、このことは早急に実現されなければならない課題である。そのためには、親としてのあり方、親としてのスキル等を保護者自身が学ぶことのできるペアレント・トレーニング・プログラムが必要となる。本稿では、それをいかに考案し実現していけば良いのかについて、地域小規模児童養護施設の有する可能性に注目しながら検討してみたい。

以下では、まず児童福祉がどのような方向に向かいつつあるのかについて概観し、ファミリー・サポート・プログラムが児童福祉施設の重

要な役割に組み入れられ始められ、「ファミリー・ソーシャルワーク機能」が児童福祉施設のあり方を刷新 (イノベート) する中心的要素となってきたことを主張する。そして、児童福祉施設のあり方を刷新 (イノベート) する「ファミリー・ソーシャルワーク機能」を一層重視するものとして、ファミリー・プリザベーションを挙げ、その特徴について説明し、この中で実施中であるペアレント・トレーニング・プログラムを紹介する。さらに地域小規模児童養護施設がファミリー・プリザベーションを構築するうえで重要な役割を担い得るだけでなく、ペアレント・トレーニング・プログラムについても新たな可能性をもたらすものであることを結論づけていこうと思う。

II 児童福祉から子ども家庭福祉への変化

児童福祉は現在、どのような方向に向かいつつあるのだろうか。

我が国においては 1994 (平成 6) 年 12 月 16 日に、厚生・文部・労働・建設の 4 大臣合意による「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン) が策定された。そこでは「家庭における子育て支援」などが基本的方向としてさだめられている。エンゼルプランでは、育児不安や育児ストレスをはじめとする育児をめぐる負担を軽減し、育児を喜びと感じ、家庭が子どもにとって安全で安定した育ちの環境となるような支援がおこなわれるように方向づけられ、具体的な施策として、仕事と育児との両立のための雇用環境の整備、多様な保育サービスの充実などが示されている。

また 1999 (平成 11) 年 12 月 19 日には、大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の 6 大臣合意のもとで子育て支援の充実や母子保健医療体制の整備を中心に、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画」(新エンゼルプラン) が策定されている。この中の子育て支援の充実では、①保育サービスにおける「低年齢児の受入れ枠の拡大」、②延長保育・休日保育・一時預

かりなどの「多様な需要に応える保育サービスの推進」、③地域子育て支援センターの整備をはじめとする「在宅児も含めた子育て支援の推進」などが計画されている。

さらに2004（平成16）年度には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画」（新エンゼルプラン）は目標年度を終えることから、2004（平成16）年12月には新たに「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）が策定された。「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）は、「新・新エンゼルプラン」とも言うべきもので、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支えあいと連帯、これら4つが重点課題とされている。

このように直接に子どもを対象とした支援をおこなうだけでなく、子どもと家庭をトータルにとらえた支援が次々とおこなわれるようになっており、さまざまな領域で、子どもと家庭両方にアプローチしつつ支援をすすめていく「子ども家庭福祉」が展開されるようになっていく。その意味で、「児童福祉」は今、「子ども家庭福祉」へと推移しつつあると言える。その際、ウェルフェアの視点からウェルビーイングの視点への転換が、現代における「子ども家庭福祉」における支援のあり方として重視されるようになっていく。

子どもは社会的に守られるべき権利（受動的権利）だけではなく、自分の感情・意志・意見を表現し主張する権利（能動的権利）を持っている。そのために、子どもたちが自分の潜在的な可能性を開花させつつ、生き生きと暮らしていくことができるようサポートしていかなくてはならない。こうしたウェルビーイングの視点が、「子ども家庭福祉」における支援のあり方において重視されているのだ。

それは、ウェルフェアの視点とは明確に区別

されるべきものである。ウェルフェアの視点では、子どもたちを保護されるべき受動的存在にとらえ、最低生活の保障といった、どちらかと言えば事後処理的な問題解決を目指そうとしているのに対し、ウェルビーイングの視点では、子どもを自己の可能性を切り開く能動的存在にとらえ、彼らの自立を促そうとしている。現在の児童福祉では、親や子ども、家族といったクライアントたちが自分自身でみずからをとりまく環境や問題に目をむけ、もう一度考え直す（reframing）ことに重きがおかれ、自己をとりまく環境を変えうるクライアント自身の力（strength）をひきだす（エンパワーする）ことにサービスの主眼がおかれているのだ。

このようにクライアント自身の力をひきだすためには、子どもや家庭をとりまく地域社会、学校などとも連携をとりあい、地域社会や学校に内在する多様な資源群や力を積極的に有効活用していく必要がある。子どもや家庭だけでなく、地域社会、学校、全体社会を含めた包括的（インクルーシブ）なサービスを考えていかねばならないのである。

Ⅲ 子ども家庭福祉における ファミリー・サポート

子どもと家庭をトータルにとらえた支援をすすめていく子ども家庭福祉において、ファミリー・サポートは非常に重要な位置をしめている。ファミリー・サポートの内容としては、家庭訪問（ホームビジティング）を行ったり、子どもの発達をチェックしたり、親教育（ペアレント・トレーニング）を実施したり、親に対する社会的・情緒的・教育的な支援を展開したりするといったことが含まれている。

ファミリー・リソース・コアリション（The Family Resource Coalition）によると、ファミリー・サポート・サービスの原則は以下のようなものである（Maluccio, Pine and Tracy 2002：152）。

①家族とファミリー・サポートのスタッフは

対等であり、相互に敬意をもって一緒になってプログラムを実践にうつしていかなければならない。

②スタッフは家族の能力をひきだし、大人、青年層、子どもなど家族のあらゆる成員の成長と発達を支援するべきである。

③家族はその成員にとっても、他の家族にとっても、ファミリー・サポートのプログラムにとっても、コミュニティにとっても資源となる。

④ファミリー・サポートのプログラムにおいては、家族の有する文化的・民族的・言語的アイデンティティを認めつつ高め、多文化社会に根づくようにしていかななくてはならない。

⑤ファミリー・サポートのプログラムはコミュニティにおいて実現され、コミュニティを形成する過程に寄与していかななくてはならない。

⑥ファミリー・サポートのプログラムにあっては、そのサービスや体制が、支援される家族にとって公正でしっかりと説明されるものでなくてはならない。

⑦ファミリー・サポートを実践する者は、フォーマルな資源もインフォーマルな資源も総動員しながら家族の成長を支援していくべきである。

⑧ファミリー・サポートのプログラムは柔軟なものでなくてはならず、家族やコミュニティの諸問題が生じるたびにそれに対応できるようにしておかなくてはならない。

⑨以上のようなファミリー・サポートの原則は、プランニング、運営など、あらゆる段階において模範とされなくてはならない。

このようなファミリー・サポート・プログラムの具体例の一つとして、「Nobody's Perfect」プログラムがある (Catano 2002、原田 2006)。

「Nobody's Perfect」プログラムは、1980 年はじめに、カナダ保健省 (当時はカナダ保健福祉省) と大西洋 4 州 (ニューブラウンズウィッ

ク、ニューファンドランド、ノバスコシア、プリンスエドワードアイランド) の保健部局によって開発されたものである。プログラム対象者は 0 歳から 5 歳までの子どもをもつ親で、① (親となった年齢が) 若い、②ひとり親、③友だちや家族が近隣におらず孤立している、④所得が低い、⑤いままで十分な学校教育を受けていない等の理由で、他の子育て支援プログラムや情報をほとんど利用することができなかった親たちである。

このプログラムでは、①子どもの健康管理やしつけについて学ぶ、②子育てのスキルを高める、③親がみずからの長所や能力に気づき、親としての自信を身につける、④他の親とのつながりを深め、お互いに力になり、サポートしあえる関係をつくるといったことが目的とされている。実際の進め方は、原則として 10 人前後のグループをつくり、1 回 2 時間、週 1 回 6~8 回にわたって、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、必要に応じてテキストを参照し自分にあった子育ての仕方を学ぶというものである。

テキストには、「地域での子育て支援の探し方」「愛情と甘やかすこととの違い」「無理なく子どもにいうことをきかせるには」「よくある問題行動にどう対処するか」「子どもの学びをどう促すか」「子どもがよくかかる病気」「子どものけがや事故を防ぐには」といった事柄が内容として掲載されている。

ただし、このプログラムでは、子育てに対する「正しい」方法を体得することを目指しているわけではない。子育てに対する「正しい」方法を学ぶのではなく、親が自分自身が持っている長所に気づき、子どもを育てるための前向きな方法を見いだせるよう手助けすること、これこそが最も重要視されているのである。そのためプログラムの研修を受けたファシリテーターは、親に何かを教える講師ではなく、参加メンバーの話し合いを円滑に進めていく仲介者として位置づけられている。

Ⅳ 児童福祉施設のイノベーション

近年では、こうしたファミリー・サポート・プログラムは、児童福祉施設の重要な役割に組み入れられ始めている。

かつて「ウェルフェア」に重きを置いて、子どもを守られるべき受動的存在としてとらえていた時代には、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設におけるケアは施設に入所した児童の生活そのものをケアすることに特化されていた。地域ともそれほど密接に関わろうとせず、地域との関わりと言っても、せいぜい、自治会や小中学校のPTAなどとの関係を維持し調整するといった程度のものにとどまってきたと言える。そのため、機能としては「家庭代替機能」、「教育的機能」、「治療的機能」に限定されていたのだ。児童福祉施設は、家庭、地域、他の施設とネットワークを築くことなく、スタンダードアローンの施設として成り立っていたのである。

しかし現在では、児童福祉施設は「ファミリー・ソーシャルワーク機能」を担うものとして、子どものケアに限定することなく、家庭、地域、他の施設とのネットワークを積極的に構築しつつ、子どもと家庭をトータルに支援していくことを目指すようになっていく。

とくに近年、子育てに悩む人たちがふえており、彼らの多くが育児ノイローゼ、虐待、過保護、過干渉など多くの問題をかかえるようになっていく。現在コミュニティのつながりが弱くなったため、地域の人たちが子育てを共に支えることが少なくなり、そのことが、親になる人たちの自覚の欠如とあいまって、さまざまな問題を生じさせていると言える。

そのため、児童家庭支援センターを設け、そこで「Nobody's Perfect」プログラムを展開する施設も現れ始めている。児童家庭支援センターは、1997（平成9）年の児童福祉法改正により、地域に密着したきめ細やかな相談支援を行う児童福祉施設として創設されたものである。

これは、乳児院、母子生活支施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に附置されており、以下のような業務を行っている（福祉士養成講座編集委員会編 2005：96）。

- ①比較的軽微な児童に関する問題に対する専門スタッフによる地域に密着した相談・助言
- ②児童相談所において、施設入所までは要しないが、継続的な指導が必要と判断された在宅の児童やその家庭に対する児童相談所からの指導措置の委託に基づく指導
- ③児童委員、母子自立支援員等との連携による問題の早期発見及び児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整

こうした児童家庭支援センターで、「Nobody's Perfect」プログラムをはじめペアレント・トレーニング・プログラムを展開し、ファミリー・サポートを行うなど、児童福祉施設は家庭、地域、他の施設とのネットワークを構築し、新たな役割を担い始めている。このように考えてくれば「ファミリー・ソーシャルワーク機能」は、これまでの児童福祉施設のあり方を刷新（イノベート）する中心的要素となりつつあると言えるだろう（芝野 2004）。

Ⅴ ファミリー・プリザベーションの特徴

ファミリー・サポート・プログラムが児童福祉施設の重要な役割に組み入れられ始め、「Nobody's Perfect」プログラムが児童養護施設等に附置されている児童家庭支援センターにおいて展開されるにいたっていること、「ファミリー・ソーシャルワーク機能」が児童福祉施設のあり方を刷新（イノベート）する中心的要素となってきたことを前章までに見てきた。本章で取り上げるファミリー・プリザベーションも、広義には、このファミリー・サポート・サービスの一つに位置づけられるものである。

ただしファミリー・プリザベーションとファミリー・サポートはどちらも、ファミリー・センタード・プラクティス（家庭を中心とした児

童福祉支援サービス)の一つではあるものの、両者は明確に区別されるものである。「Nobody's Perfect」プログラムをはじめとするファミリー・サポートは、子どもや家庭にとって危機的な状況が生じる前に行なわれるものであり、ファミリー・プリザベーションとは、子どもたちが虐待などリスクに直面している場合に行なわれるものなのだ。

「Nobody's Perfect」プログラムをはじめとするファミリー・サポートが「健全な家庭」か「ささいな問題に直面している家庭」に行なわれるのに対し、ファミリー・プリザベーションが「深刻な問題に直面している家庭」か「ハイ・リスクな状況にある子どもたち」に行なわれているのが分かる。すなわちファミリー・プリザベーションとは、虐待などの危機的状況にある子どもたちのバイオロジカルな家庭を再統合 (family re-unification) することによって、子どもたちに対して安定した恒久的な成長の環境 (パーマナントな環境) を保障しようとするサービスのことだと定義できるのである。

以下では、このファミリー・プリザベーションについて見ていくことにしよう。Maluccio, Pine and Tracy (2002) によれば、ファミリー・プリザベーションが目標としていることは以下のようなことである。

- ①子どもが彼ら自身の家庭で安心していることができるようにする
- ②家族のきずなを維持し強める
- ③措置を必要とするような危機的な状況を沈静化させる
- ④家族のスキルと能力を高める
- ⑤フォーマルにしろインフォーマルにしろ、適切な援助資源を家族が活用できるように促す

いわばファミリー・プリザベーションは子どもを家庭から引き離すことなく、子どもが虐待などの危機的な状況に陥らないようにするためのサービスなのである。その特徴は以下のように整理することができるだろう (Maluccio, Pine

and Tracy 2002: 157)。

- ①切迫した危機的状況にある家族が対象となる。
- ②サービスは危機的状況に向けられたものであるため、その家族はできうる限り速やかにケアされねばならない。
- ③スタッフは一週間に7日、さまざまな時間に駆けつけるようになっている。
- ④インテークやアセスメントによって、子どもはすべて危険ではないように見守られている。
- ⑤一人一人の問題が扱われる場合もあるが、サービスは基本的に家族単位である。
- ⑥ソーシャルワーカーは家族の都合に合わせて家庭訪問を頻繁に行いながら、家庭における家族のメンバーの様子を観察する。学校や地域において、他のサービスが行われることもある。
- ⑦サービスは、カウンセリング、教育、スキル・トレーニング、情報提供、アドボカシーなど、治療的な介入と、衣服や住宅の提供といった物質的な介入の混合である。
- ⑧サービスは厳密に枠付けられて行われるのではなく、家族の必要性に合わせて柔軟に行われる。
- ⑨一人のソーシャルワーカーが一度に取り扱う件数はできるだけ少なくする。ある場合にはチームで、ケースにあたる。
- ⑩プログラムにおいては、家族と関わる長さを通常一ヶ月から六ヶ月くらいの短さとする。
- ⑪プログラムのモデルによって、介入は社会学習理論、認知的行動理論、家族システム理論などが援用される。

VI ファミリー・プリザベーションにおける既存のペアレント・トレーニング

以上のような特徴をもつファミリー・プリザベーションにあっても、家庭を維持しつつ、子どもに対する適切な関わり方を学ぶペアレント

・トレーニング・プログラムは重要となる。先に見た「Nobody's Perfect」プログラムも、このペアレント・トレーニング・プログラムの一つである。しかし、これはファミリー・サポート・プログラムの一環として、子育てに不安をいだく親たちに広く実施されており、とくに虐待を受けた子どもの家庭に向けて実施されるものではない。

主として児童虐待をひきおこしてしまった親に向けて行われているペアレント・トレーニング・プログラムには、コモンセンス・ペアレンティングや MY TREE ペアレンツプログラム等がある。以下では、この二つの内容を見ていくことにしよう。

1. コモンセンス・ペアレンティング

コモンセンス・ペアレンティングは、アメリカのネブラスカにある児童福祉施設であるボイズ・タウン（現ボイズ・アンド・ガールズ・タウン）のスタッフたちが、多くの子どもを養育してきた経験をもとに親支援プログラムとしてまとめたものである（児童虐待防止対策支援・治療研究会編 2004）。

コモンセンス・ペアレンティングは 1989 年にアメリカで初めて実施され虐待をした親に対する支援として効果が認められており、行動療法を理論的背景としながら、オペラント条件付けを基礎とした賞罰、しつけのスキル等を経験的に学習するプログラムである。プログラムは①復習（前回のテーマのまとめ、ただし初回はイントロダクションやオリエンテーションが行われる）、②テーマの紹介、③モデリング、④ロールプレイとディスカッション、⑤まとめから構成されている。

中でもロールプレイが重視され、①子どもに理解しやすいコミュニケーションとは何か、②子どもの望ましい行動を促し、望ましくない行動を少なくするにはどうすれば良いのか、③効果的な誉め方とは何か、④怒りをマネジメントするにはどうすれば良いのか、⑤子どもの発

達を考えながら親の期待を伝える方法は何か、⑥自分自身をコントロールする教育法とは何かといったことが内容として学ばれる。このプログラムの最大の特徴としては教育的要素が強いということが挙げられる。

2. MY TREE ペアレンツプログラム

MY TREE ペアレンツプログラムは、虐待・体罰をした親を対象に、彼らの力を引きだすことを目指してホーリスティックなアプローチを活用した回復支援プログラムである（児童虐待防止対策支援・治療研究会編 2004）。

子育てにつらさを感じていたり、子どもをたたいてしまったりして、このままではいけないと感じている人、自分のしていることは虐待ではないかとおそれている人、子どもの心とからだにダメージを与えてしまったと思い悩み続けている人たちのための回復支援プログラムが MY TREE ペアレンツプログラムなのである。

すなわち、このプログラムは、入院を必要とするほど重篤な精神疾患はないが、子育てで不安、孤立、生きること全般に自信のなさを感じ、パートナーとの関係の悪さ、PTSD 症状、傷ついた体験などを抱えながら、子どもを虐待してしまっている親などを対象としている。

具体的な内容としては、参加者が「安心して自分、子ども、家族の問題を語り、帰属感をもてる場を持つ」「呼吸法、リラクゼーション、単純な太極拳動作などを学ぶことによって、身体、思考、感情のハーモニーと自己コントロール法を得る」「自分について新しい気づきを得る」「子どもが内に持つさまざまな力に気づく」「子どもにダメージを与える子育ての習慣（体罰・脅し・いじめ・侮蔑・過剰期待・過剰保護）を脱学習する」「体罰に代わるしつけの方法、こつ、アイディアを学び、練習する」「感情表現、コミュニケーションスキルを学び、練習する」「虐待、体罰を通した子どもへのかかわりを意識的に終止する」といったことが目指される。このプログラムは約 10 名のグ

ループで行われ、1 回につき 2 時間のセッションと 30 分から 1 時間の個別フォロータイムが設けられている。全 15 回のプログラムで、6 ヶ月で修了する。

コモンセンス・ペアレンティングと MY TREE ペアレンツプログラム、これらのどちらもが、子ども虐待を生み出している家庭における親たちのペアレンティング・スキルを高めるうえで一定の成果をあげてきた。これらのプログラムを導入することによって、保護者たちが子どもに対する適切な関係を形成することができるようになったことも少なくない。

しかし、これらは、どちらかと言うと心理学的ケア、行動科学的ケアの側面が強いものであることは否めないだろう。コモンセンス・ペアレンティングでは、オペラント条件付けを利用しながら子どもに対する賞罰の与え方や関わり方を学ぶようにプログラムがつくられている。こういったペアレンティング・トレーニングでは、ワーカーとクライアント、親と子どもが、教師と生徒の関係に重なり合う場合もある。

こうした方法が必要なケースも確かに多く存在するが、これだけではソーシャルワーク的なペアレンティング・プログラムとしては不十分だろう。ソーシャルワークでは、ワーカーとクライアントが対等な関係を築き、緊密にコミュニケーションをとりながら、クライアントにいつも寄り添うようにクライアントをエンパワーすることが重要となる。コモンセンス・ペアレンティングや MY TREE ペアレンツプログラムでは、このことが十分に強調されていないのだ。

そのため心理学的ケア、行動科学的ケアに偏らない、ソーシャルワーク的なケアを重視したペアレント・トレーニング・プログラムを今後、ファミリー・プリザベーションの領域でつくりあげ実現していくことが重要となってくると思われる。地域小規模児童養護施設はこの点で、大きな可能性を秘めているのではないだろうか。以下では、このことについて検討してい

くことにしたい。

Ⅶ 地域小規模児童養護施設におけるファミリー・プリザベーション

ところで、地域小規模児童養護施設とは何か。

地域小規模児童養護施設は児童養護施設の分園型として現在、その数を増しつつある。ここには愛着障害を有している子ども、家庭への復帰が当分望めないであろう子どもや、面会がほとんどない子ども、自立生活援助を必要としている子どもなどが入所している。こうした子どもたちは非常に困難な課題に数多く直面しており、そのため児童養護施設における処遇のみでは彼らの抱えるニーズに対応できない。地域小規模児童養護施設は、そうした問題を何とか解決しようと、できるだけ家庭に近い形で子どもたちを養育すべく設置された施設なのである。

こうした地域小規模児童養護施設は、社会的養護システムをめぐる以下 7 つの方向性からクローズアップされるようになっている (山縣 2004: 23-27)。

①家庭的養護の重視

子どもが恒久的に安心して育ち暮らすことができるというパーマネンシー・プランニングの思想が近年、重視されるようになってきている。ファミリー・プリザベーションもそこから提案されるようになった考え方である。パーマネンシー・プランニングの思想においては、子どもたちが成長していくうえでリスト・リストリクティブな環境を子どもたちに提供できるようにすることが大切となる。この点で、地域小規模児童養護施設は家庭に非常に近い環境を子どもたちに提供し、リスト・リストリクティブな形で子どもたちをサポートを行なうことができる施設ではないだろうか。

②施設およびケア単位の小規模化

きめ細やかなケアを行うためにも、現在は施設の小規模化が進んでいる。児童養護施設の中に、グループホームを同一敷地内に建設したり

しているのも、その現れである。地域小規模児童養護施設はこうした流れの中に位置づけられており、子どもやその家庭に対して、できうる限りきめ細やかなケアを目指そうとしているものであると言える。

③施設の地域化

施設が地域から独立して単独に（スタンドアローンに）存在しているのではなく、地域との積極的な関わりの中で存在しているようにしていくこと、これが、現在の社会的養護システムの方向性である。その際には、施設のもっている人的・組織的資源などを地域のために活用してもらうだけでなく、施設が家庭と同じように地域との持続的な関係を築いていかねばならず、地域小規模児童養護施設には、その点でも期待が寄せられている。

④専門性の確保と向上

ソーシャルワーカーの専門性が重要なのは言うまでもないが、それだけではなく、クライアントである子どもやその家族が直面している特定の状況に対する個別的・具体的なケアが現在、必要となっている。個別性・具体性という意味での専門性が求められているのだ。大舎制の児童養護施設と比較すると、地域小規模児童養護施設においてはこうした専門性を発揮することが容易ではないか。

⑤施設機能の多機能化・総合化

今日の児童養護施設では、これまでの「家庭代替機能」、「教育的機能」、「治療的機能」に加えて、地域との関係を構築したり、家庭に対して積極的に働きかけていったりする「ソーシャルワーク機能」が求められるようになっていく。地域小規模児童養護施設は「家庭代替機能」、「教育的機能」、「治療的機能」を重視し子どもに接しているが、それだけではなく、地域や家庭とのネットワークを構築するなどして「ソーシャルワーク機能」も充実させようとしている。

⑥関係機関・サービスとの連携

複数の児童福祉施設間でネットワークを築く

だけではなく、児童福祉施設以外の関係機関やサービスと協力関係を形成し子どもをサポートしていき、家庭や地域と密接な関係を構築することが現在、社会的養護システムでは課題となっている。このことを行う際にも、地域小規模児童養護施設が果たす役割は大きいのではないだろうか。

⑦相談体制の強化とシステム化

虐待など子どもをめぐる問題を早期に発見し、問題を明確化していくにあたり、相談体制の強化とシステム化が求められるようになっていく。地域に根づいた地域小規模児童養護施設では、相談体制のシステムをある程度、形成しやすいつつある。

以上のような方向性のもとで、地域小規模児童養護施設は図に見られるように、社会的養護システムにおける中心的な役割を担うようになりつつある。

地域小規模児童養護施設は、このように、きめ細やかに子どもたちのパーマナントな居場所を確保する支援を行うことを可能としている。そのため心理学的ケア、行動科学的ケアに偏ることなく、ワーカーとクライアントが対等で緊密なコミュニケーションをとりながら、クライアントにいつも寄り添うようにエンパワーする「ソーシャルワーク的なケア」が展開しやすくなる。この点で地域小規模児童養護施設は、充実したファミリー・プリザベーション・プログラムを実践し得る場となっていると言える。

ただし、その際には問題もある。ここに入所している子どもたちは、家庭への復帰が当然望めないであろう子どもや、面会がほとんどない子ども、自立生活援助を必要としている子どもなどがほとんどなのである。ファミリー・プリザベーション・プログラムを実践しようにも、子どもたちの家庭そのものが完全に、あるいはほとんど壊されてしまっているのだ。

したがって、もしバイオロジカルな親たちが子どもたちと家庭を再び持つことができる可能性が残されているのであれば、家族を再統合す

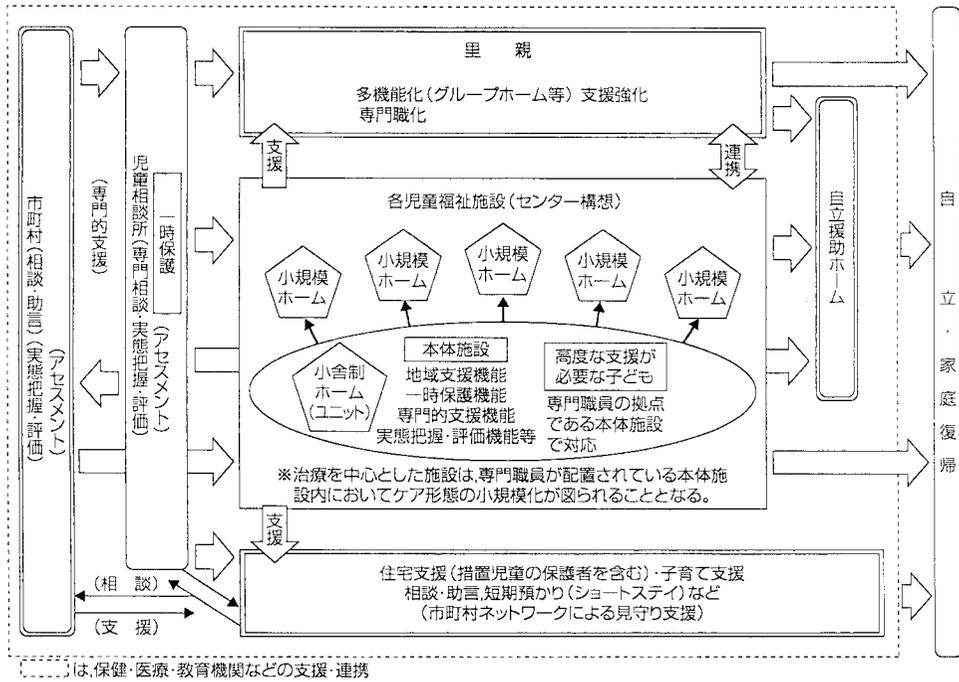


図 1 これからの社会的養護のあり方(案)——各児童福祉施設を基幹施設(センター)とする——
 出典：社会保障審議会児童部会『社会的養護のあり方に関する専門委員会報告書』2003 年

るケア (family re-unification) を展開し、本来のファミリー・プリザベーション・プログラムを実践していけばよいのだが、それが不可能ということになれば、キンシップケア、フォスターケアによって子どもたちのパーマネンシーを確保していくしかない。

これらキンシップケア、フォスター・ケアさえも難しいということになれば、コミュニティを巻き込んだケアを考えていく必要もあるだろう。さらに、それも無理であるとなつてはじめて、できる限りリスト・リストラクティブな環境を有する施設の中で子どもを養育することになる。

現在、地域小規模児童養護施設に入所しているような、家庭への復帰が望めない子どもの数は増加の一途をたどっているが、そうだとすれば、血縁関係にある大人たちや里親、あるいは地域によって、バイオリジカルな家庭に近いパーマネントな環境を維持し提供することも、フ

ファミリー・プリザベーションの中に入れて考えていくべき時期にきていると言えよう。子どもたちの個別的・具体的な問題状況に沿いながら、地域と密接な関係を構築することによって、地域小規模児童養護施設は適切にキンシップケア、フォスターケア、コミュニティを巻き込んだケアを行っていくことができる場となり得る。キンシップケア、フォスターケア、コミュニティを巻き込んだケアをトータルに見据えたファミリー・プリザベーション・プログラムが策定されていかねばならないのではないか。

もしかすると、これは、ファミリー・プリザベーションの概念を拡大解釈し過ぎているのかもしれない。ファミリー・プリザベーションはあくまで、バイオリジカルな家庭を再統合することに結びつけて考えるべきだとする見解もある。しかし、それならば、バイオリジカルな親たちとともに家庭を再統合することがどうしても困難な子どもたちに、彼らが安心して育つこ

とができるパーマネントでリスト・リストラクティブな環境をつくりだし提供することは、一体どうしたらよいのか。

彼らに家庭に近い環境を提供するのは、これからの子ども家庭福祉において喫緊の課題となっているはずである。その際、子どもたちのパーマネンシーを段階的に確保する場として、きめ細やかなケアを子どもや家庭に行い、地域と密接に連携しうる地域小規模児童養護施設は大きな可能性を秘めているのではないだろうか。

地域小規模児童養護施設においてペアレント・トレーニングをする意義も、ここにある。ファミリー・プリザベーションにおけるペアレント・トレーニングは、これまで、家族を再統合するためにバイオリジカルな親たちに向けて実践されてきた。しかしながら今後は、子どもたちのパーマネントな環境を新たに創出するべく、血縁の人びとや里親たちに向けたペアレント・トレーニング・プログラムについても行っていくべきであろう。そればかりではなく、コミュニティの中で親代わりになる人へのペアレント・トレーニングも考案されていかななくてはならないかもしれない。

このようにバイオリジカルな家族を再統合するケア (family re-unification) —— キンシップケア——フォスターケア——コミュニティを巻き込んだケアを重層的に設定しつつ、層ごとでソーシャルワーク的なペアレント・トレーニング・プログラムを立案し、子どもたちのパーマネンシーを構築するファミリー・プリザベーションを展開していく必要があると思われる。筆者は、現在、そうした試みを少しずつ積み重ねているところである。

付記

本稿は、2004 (平成 16)～2006 (平成 18) 年度科学研究費 (若手研究 B 課題番号 16730296) に基づく成果を用いている。

参考文献

Altstein, Howard and Rush Mcroy. (2000). Does

- Family Preservation Serve a Child's Best Interests?. Washington D. C. : Georgetown University Press.
- Catano, Janice Wood. (1997). Nobody's Perfect. The Minister of Public Works and Government Services. 三沢直子監修・幾島幸子翻訳 (2002)『完璧な親なんていない! カナダ生まれの子育てテキスト』ひとなる書房。
- (2002). Working with Nobody's Perfect : A Facilitator's Guide. The Minister of Public Works and Government Services. 三沢直子監修・杉田真・門脇陽子・幾島幸子翻訳 (2002)『親教育プログラムの進め方 ファシリテーターの仕事』ひとなる書房。
- Connolly, Marie and Margaret Mckenzie. (1999). Effective Participatory Practice : Family Group Conferencing in Child Protection. New York : Aldine de Gruyter. 高橋重宏監訳 (2005)『ファミリー・グループ・カンファレンス』東京 : 有斐閣。
- Downs, Susan Whitelaw, Ernestine Moore Emily McFadden, and Lela B. Costin. (2000). Child Welfare Family Services : Policies and Practice (Sixth Edition). Massachusetts : A Pearson Education Company.
- 遠藤和佳子・松宮 満編 (2005)『児童福祉論』京都 : ミネルヴァ書房。
- 福祉士養成講座編集委員会編 (2005)『新版社会福祉士養成講座 4 児童福祉論』東京 : 中央法規出版。
- 原田正文 (2006)『子育ての変貌と次世代育成支援』名古屋大学出版会。
- 児童虐待防止対策支援・治療研究会編 (2004)『子ども・家族への支援治療をするために』財団法人日本児童福祉協会。
- 小出まみ・伊志嶺美津子・金田利子編 (1994)『サラダボウルの国カナダ 人権とボランティア先進国への旅』ひとなる書房。
- Maluccio, Anthony N., Barbara A. Pain, and Elizabeth M. Tracy. (2002). Social Work Practice with Families and Children. New York : Columbia University Press.
- 日本子どもを守る会編 (2006)『子ども白書 2006』草土文化。
- 野口啓示 (2005)『「虐待をする親への親支援専門職講座の開催および調査事業」報告書』社会福祉法人神戸少年の町。
- Schuerman, John R, Tina L.Rzepnicki and Julia H. littell. (1994). Putting Families First : An Experiment

- in Family Preservation. New York : Aldine de Gruyter.
- 芝野松次郎 (2002) 『社会福祉実践モデル開発の理論と実際』東京：有斐閣。
- (2004) 「施設ケアとファミリーソーシャルワーク」『社会福祉研究』第 90 号記念特大号、77-87.
- 高橋利一 (2002) 『子どもたちのグループホームー地域小規模児童養護施設の実施に向けてー』筒井書房。
- 武田信子 (2002) 『社会で子どもを育てる』平凡社新書。
- 山縣文治 (2004) 「児童福祉の動向と社会的システムの変革」『発達』NO. 98 Vol. 25, 22-27.